

令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業交付要綱

(趣旨)

第1条 令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業（以下「利子補給事業」という。）については、予算の範囲内において、茨城県中小企業資金融資制度を活用して自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池を導入する際に交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 利子補給事業を活用することにより、原油価格等が高騰するなか、再生可能エネルギーの導入を通じ、災害時に事業継続が求められる事業者の負担軽減を図るとともに、災害時におけるレジリエンスの強化を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 自家消費型太陽光発電設備 県内の事業所に設置する太陽光発電設備であって、発電した電力を当該事業所で使用する設備
- (2) 蓄電池 自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を蓄電する設備
- (3) 補助対象設備 第4条第1項各号に掲げる設備
- (4) 発電出力 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方で、kW単位で小数点以下を切り捨てた値
- (5) 蓄電容量 蓄電池の定格容量であって、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値

(交付対象事業)

第4条 この要綱における利子補給事業の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかの設備を設置する事業とする。

- (1) 自家消費型太陽光発電設備
- (2) 蓄電池（既設の自家消費型太陽光発電設備と一体的に使用するものに限る。）
- (3) 自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池
 - 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助金の交付対象外とする。
 - (1) 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの。
 - (2) 予備品の設置、その他これらに類するもの。
 - (3) 技術開発、実証実験その他これらに類するもの。
 - (4) 設置工事に着手しているもの。
 - (5) 国の補助金又は助成金（以下「補助金等」という。）、その他本補助金と併せて受給することができない補助金等を受給しているもの。

(交付対象者)

第5条 この要綱における利子補給事業の交付の対象となる者は、茨城県中小企業資金融資制度を活用して自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、かつ、災害時に事業継続が求められる事業者（以下「交付対象者」という。）とする。

2 災害時に事業継続が求められる事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生活必需品販売事業者
- (2) 交通関係事業者
- (3) その他の事業者

3 交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 茨城県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) この要綱又は茨城県環境保全施設資金融資制度要項（いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金活用者向け利子補給編）による利子補給の交付を受けていないこと。
- (9) 令和4年度いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金交付要綱又は令和5年度いばらきエネルギー・シフト促進事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (10) 関係法令や基準等を遵守すること。
- (11) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項、第二項、同法第一条の六第一項、第二項、同法第二条第一項で規定された者をいう。）
 - イ 社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項で示す第一種社会福祉事業を実施する者で、かつ、同法第二条第四項各号に該当しない者をいう。）
 - ウ 薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項で示す者をいう。）

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、補助金の交付をしないものとする。

- (1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (2) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号から第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (4) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (5) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (6) その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（利子補給事業対象借入金）

第6条 利子補給事業の対象となる借入金（以下「借入金」という。）は、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置する費用に充てるために令和6年8月9日までに金融機関から受けた茨城県中小企業資金融資制度による融資とする。

（利子補給率）

第7条 交付対象者に対する利子補給率は10/10とする。

（利子補給の期間）

第8条 利子補給の期間は、令和11年3月末日までとする。

（利子補給金の額）

第9条 利子補給金の額は、毎年1月1日（初年度は融資を受けた日）から12月31日（利子補給の期間の最終年は3月31日）までの期間（以下「利子計算期間」という。）につき、第6条に規定する借入金に対する利子として金融機関に支払った利子（遅延損害金を除く。）に第7条に規定する利子補給率を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

なお、借入金に対する利子として金融機関に支払った利子の額は、借入金の残高に係る利子に乗じて得た額（その金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

（利子補給金の交付申請）

第10条 利子補給金の交付を受けようとする者は、令和6年8月9日までに、令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業交付申請書（様式1）及び添付書類を添えて、知事に提出するものとする。

（交付申請の受付）

第11条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、規則第五条に基づき審査し、その内容が適正と認めた場合は、令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業受付書（様式2）により申請者に通知するものとする。

（交付対象事業の実施）

第12条 交付対象事業の実施期限は令和6年12月16日とする。ただし、やむを得ない事由により実施期限までに事業を完了できないときは、速やかに書面により知事に申し出た上で、その指示を受けなければならない。

（変更承認申請書等）

第13条 利子補給金の交付決定を受けた者は、住所又は氏名その他交付申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに、令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式3）により、知事にその旨を届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 知事は、第1項の規定による補助対象事業の内容の変更または中止若しくは廃止を承認したときは、様式4による令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業変更（中止・廃止）承認通知書により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第14条 交付対象者は、利子補給金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、様式5による令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業取下書を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第15条 交付対象者は、交付対象事業を完了したとき（第14条の規定に基づく交付対象事業の中止または廃止の承認を受けた時で、利子補給金の精算が必要な場合を含む。）は、事業を完了した日（交付対象事業の中止または廃止の承認を受けた日）から起算して10日を経過した日又は令和6年12月16日のいずれか早い日までに様式6による令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業実績報告書を知事に提出しなければならない。但し、第12条ただし書の規程により知事の指示を受けたものは、この限りではない。

（利子補給金の交付決定等）

第16条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び原則現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が利子補給金の受付の内容に適合すると認めた場合は、交付の決定をし、令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業交付決定通知書（様式7）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定及び通知は、利子計算期間ごとに行うものとする。

3 知事は、前2項の規定により交付の決定をしたときは、利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付の取消し等)

第 17 条 知事は、前条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部若しくは一部の交付の決定を取り消し、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは国制度要綱及びこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わぬ場合
- (2) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要が無くなつた場合
- (4) 融資を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
- (5) 虚偽その他不正の手段により融資を受けたとき
- (6) 融資について、茨城県信用保証協会が代位弁済したとき
- (7) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき
- (8) 県税の未納があるとき
- (9) 規則又はこの要項に定める事項に違反したとき

(交付金の返還等)

第 18 条 知事は、前条第 1 号から第 9 号の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく利子補給金の返還を命ずる場合には、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第 1 項の規定に基づく利子補給金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた利子補給金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた利子補給金の額に充てられたものとする。
- 4 第 1 項の規定に基づく利子補給金の返還及び第 2 項の規程に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(利子補給金の経理)

第 19 条 交付対象者は、交付対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理しておかなければならぬ。

- 2 交付対象者は、前項の証拠書類を交付対象事業の完了した日（第 15 条の規定により利子補給金の交付決定の取消を受けた場合を含む）の属する会計年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならぬ。

(交付対象事業の検査等)

第 20 条 知事は、交付対象事業の適正を期するために必要があるときは、交付対象者に対し報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させができるものとする。

(事業効果の把握)

第 21 条 交付対象者は、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後 3 年間の期間について、年度ごとに年度の終了後 30 日以内に当該交付対象事業による過去 1 年間（初年度は、交付対象事業を完了した日から交付対象事業の完了の日の属する 3 月末までの期間を含む。）の発電量等について、様式 7 による令和 6 年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業効果報告書を知事に提出するものとする。

- 2 交付対象者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後 3 年間保存しなければならぬ。
- 3 交付対象者は、第 1 項の規定に基づく報告について、知事が交付対象者の名称、交付対象事業の設置場所の名称及び所在地、導入設備の概要等を公表しようとする場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(財産の管理等)

第 22 条 交付対象者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、利子補給金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、交付対象者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、交付した利子補給金の全部又は一部を県に納付させができるものとする。

(財産の処分の制限)

第 23 条 取得財産等のうち、規則第 20 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

2 規則第 20 条第 1 項ただし書に規定する財産処分の制限をする期間は、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により総務大臣が定める期間とする。

3 交付対象者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式 9 による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(申請書等の提出期限等)

第 24 条 第 10 条、第 13 条第 1 項、第 14 条及び第 15 条の規定に基づき知事に提出する書類の添付書類、提出部数及び提出期限は、別表第 1 のとおりとする。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

付 則

この要項は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。

別表第1（第21条関係）

条項	提出書類及び添付書類	提出部数	提出期限
第10条の規定による書類	令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業交付申請書（様式1） （添付書類） 1 事業計画書（別紙1） 2 工程表（別紙2） 3 別表第2に掲げる書類	各1部	別に定める期間内
第13条第1項の規定による書類	令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式3） （添付書類） 1 事業計画書（別紙1） 2 工程表（別紙2） 3 別表第3に掲げる書類	各1部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から30日以内
第14条の規定による書類	令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業取下書（様式5）	各1部	交付の決定の日から起算して15日以内
第15条の規定による書類	令和6年度茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給事業実績報告書（様式6） （添付書類） 1 別表第4に掲げる書類	各1部	交付対象事業が完了した日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から10日以内又は令和6年12月16日のいずれか早い日

別表第2 交付申請書

番号	添付書類
01	チェックリスト
02	申請者の登記事項証明書（法人）、住民票等（個人）の原本又は写し
03	土地又は建物の登記事項証明書の原本又は写し
04	設備装置の一覧表
05	交付対象設備の図面
06	仕様書
07	発電出力の根拠資料
08	年間想定発電量の根拠資料
09	対象事業所の年間消費電力量の根拠資料
10	蓄電容量の根拠資料
11	設置場所の写真
12	納税証明書の原本又は写し（申請前1カ月以内に発行されたもの）
13	融資認定書の写し
14	返済予定表の写し
15	その他知事が必要と認める書類

別表第3 変更（中止、廃止）承認申請書

番号	添付書類
01	事業内容の変更、中止、廃止の内容を確認できる書類
02	別表第2の番号1から15のうち、変更となる書類

別表第4 実績報告書

番号	添付書類
01	チェックリスト
02	設備装置の一覧表
03	交付対象設備の図面
04	交付対象設備の竣工写真
05	電力会社との協議内容が分かる書類
06	その他知事が必要と認める書類